

中国における最近の知財トピックス

2022年10月31日

方信グローバル知財サービス株式会社

〒107-0062 東京都港区南青山二丁目2番15号

ウィン青山942室

中国弁護士・中国弁理士 方喜玲

荻原正

拝啓

平素は格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今回は、老舗ブランドの権利保護に関する北京知識産権法院の報告、北京市の上半期の知的財産権担保融資について、北京知識産権法院の《コンピュータソフトウェア著作権における当事者の立証の手引き》、專利請求項の技術的特徴と発明の目的の解釈に関する最高人民法院の判決例などについて紹介させていただきます。

敬具

1. 北京知識産権法院、老舗ブランド権利者の勝訴率 64.1%、最高賠償額 3,000 万元

8月2日、北京知識産権法院は、2014年の設立以来の老舗事件の審理についての報告、及び老舗ブランド保護の法的リスクの分析に基づく保護強化のための提案を行った。2022年5月31日現在、法院では490件の老舗ブランド事件を審理し、そのうち393件が行政事件、97件が民事事件であった。行政事件393件のうち、老舗の権利者の勝訴率は64.1%と高く、民事訴訟中の最高賠償額は3,000万元に達した。

また、法院は、過去3年間に審理された老舗商標事件や不正競争事件から、より典型的な事例を選定した。

例えば、「雷允上」商標行政事件では、法院は、2つの企業を「中国老舗」と認定した。300年の歴史を持つ「雷允上誦芬堂」の歴史的沿革と継承関係を明確にし、ブランドの境界を合理的に定義し、確立された営業上の商業信用を十分に保護した。「西四包子鋪」の不正競争事件では、法院は、証拠を総合的に判断し、「西四包子鋪」によって形成されたブランドに化体した商業信用が継続していると判断し、「西四包子鋪」ブランドに関する権益を保護した。「一得閣」商標権侵害と不正競争事件の場合、法院は、商標権侵害や不正競争行為に対する取り締まりを強化し、損害賠償の計算方法を合理的かつ合法的に決定し、老舗ブランドの価値を反映した賠償額を算定し、老舗ブランドの商業信用を保護した。

老舗ブランドは、経営の過程で権利の境界の曖昧さによる所有権紛争を引き起こし易く、経営不振や中断によるブランド価値の低下のリスクが蔓延している。さらに、老舗の商品ロゴやシンボルマークなどは、他人による模倣や冒認に対して脆弱である。これらの問題に対処するため、法院は、老舗企業が産業財産権体系を早急に改善し、権利の帰属関係や権利境界を合理的に区別し、同時に、インターネットによるソーストレーシング、リアルタイム監視、市場ビッグデータなどの識別手段を通じて、国内外の知的財産権紛争などの権利保護業務を合理的に行うべきであること、さらに、市場競争の主体は、公正と誠実さの原則に従って事業活動を行い、自主性や他者の知的財産権を尊重し、良好で秩序あるビジネス環境を共同で構築すべきであることも提案した。

また、すべての当事者が積極的に当該業界としての保護パターンを構築し、侵害行為を抑制するために協力することを推奨し、法院としては、司法と行政執行の協調と連携を強化し、訴訟源のガバナンスを強化し、知的財産権侵害の違法行為を源から取り締まる方針である。

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202208/1972285.html>

2. 北京、上半期の知的財産権担保融資の総額は約 100 億元に

北京市では、知的財産の担保融資の新しいモデルを推進し、技術系中小・零細企業の知的財産権担保融資の利子補給の適用範囲を拡大し、企業の包括的な資金調達コストの低減に取り組んでいる。今年上半期の担保融資は 91 億 6,800 万元に達した。

北京の知的財産総合力は全国をリードしている。世界知的所有権機関(WIPO)が発表した「グローバルイノベーション指数 2021(GII)」によると、北京は世界の科学技術都市群の中で 3 位にランクされている。国家最適化事業環境評価知的財産指標では「ベンチマーク都市」に選ばれた。2021 年の国家知的財産権保護評価においては、北京は優れた成績を収めた。2021 年 12 月末現在、市内で 1 万人当たり 185 件の発明専利を保有し全国をリードしている。有効発明専利総数は 40 万 5,037 件で、前年同期比 20.7%増加となった。1 万人当たりの高価値発明専利保有件数は 94.2 件で、全国をリードしている。

2022 年の貿易サービス会議では、知的財産権保険の試行が「両区」（中国（北京）自由貿易試験区、国家サービス業開放拡大総合モデル区）建設の最も影響力のある政策 10 のうちのの一つに選ばれた。また、知的財産権保険の実施から 2 年が経ち、北京の 20 の製造業のシングルチャンピオン企業と 312 の主要分野の中小・零細企業に対し、21 の主要産業の 3,366 件の専利保険について、3,800 万元以上の保険料助成の財政資金、33 億元以上の保証額をもって支援した。これらの施策は、企業の権利保護コストを低減し、企業の権利保護能力を向上させている。現在までに、累計約 60 万元の専利執行賠償保険金が企業に提供されている。今年、保険会社の競争メカニズムが導入され、知的財産の海外紛争のための法的費用保険の試行が増加している。

「両区」の知的財産権保護サブセンターサービスの新しいモデルが創出された。専門業務化、市場化運営などの模索、サブセンターの専門保証能力の向上を図り、新規分野における専利事前相談サービス、迅速な権利行使、協同保護などの「ワンストップ」サービスを強化した。2022 年 1 月から 8 月にかけて、各サブセンターは 700 件以上の専利事前相談、110 件以上の権利保護相談、12,000 件以上の商標相談を行った。300 以上の企業や機関に専利の事前相談を行い、商標登録、担保、譲渡など 3,000 件以上の案件を受理し、地域イノベーション主体の知的財産権保護能力とレベルを効果的に向上させた。北京知的財産権取引センターの設立後、登録、取引、専門、金融の 4 つの機能を中心にサービスを開始し、デジタル著作権取引のオンライン登録窓口を創設し、合計 11 の知的財産権担保融資プロジェクトを立ち上げ、融資金額は 8 億 2,400 万元に達した。

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/bj/202209/1973191.html>

3. 北京知識産権法院、コンピュータソフトウェア著作権における立証の手引きを発表

北京知識産権法院は 8 月 25 日、《コンピュータソフトウェア著作権に関する民事訴訟における当事者の立証の手引き》の中英版を発表した。コンピュータソフトウェアの著作権に関する紛争、侵害紛争、契約紛争に関する立証の問題を検討したものであり、当事者の訴訟への参画をより容易にするものである。

法院は、2014 年設立以来、コンピュータソフトウェア著作権に関する民事訴訟を 5,000 件近く受理し、約 4,000 件処理した。関連案件の立証の難しさを解決するために、法院は、審理実績と実務経験と組み合わせることでよくある質問を整理要約し、立証マニュアルの形で公表し、当事者に挙証方法を指導し、コンピュータソフトウェア産業の発展に貢献するべく司法の知恵をもって貢献した。

《コンピュータソフトウェア著作権に関する民事訴訟における当事者の立証の手引き》は、コンピュータソフトウェア所有権紛争および侵害紛争における当事者の立証責任、契約紛争に関する契約内容、効力、履

行及び解除の4つの問題を明確にした。また、コンピュータソフトウェアの著作権に関する民事訴訟の手続き事項も明確にした。

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202208/1972851.html>

4. 専利請求項の技術的特徴と考案の目的の解釈 - (2021) 最高法知民終 2211号

最近、最高人民法院知識産権法廷は、上訴人安徽涇县聚德文化艺术品有限公司(以下、聚德公司)及び骐軒国际贸易(深圳)有限公司(以下、骐軒公司)と被上訴人深圳市盈和皮具有限公司(以下、盈和公司)の実用新案専利権侵害紛争に関する最終判決を下し、被疑侵害製品の対応する技術的特徴が専利請求項の技術的特徴と異なると判断し、原判決を変更し不侵害とした。

盈和公司是、専利番号 201420626802.9、考案の名称「USB ディスク付メモ帳」とする実用新案専利(以下、本件専利)の専利権者である。盈和公司是、聚德公司和骐軒公司が専利権を侵害したと考え、第一審の法院に専利権侵害訴訟を提起し、侵害行為の即時停止、経済的損失及び権利保護のための合理的費用を賠償し、さらに被疑侵害製品の製造金型や在庫品を即時廃棄するよう要求した。

第一審の法院は次のように判断した。被疑侵害製品は、ノーズストラップの先端の金属収容部材に磁石を設置し、磁石は USB ディスク上の磁石と磁氣的に接続することも、メモ帳の金属フックに磁氣的に接続することもできるが、この技術的特徴は、被疑侵害製品の付加的な技術的特徴である。被疑侵害製品のノーズストラップ先端金属収容部材から磁石を除去しても、USB ディスクの挿抜に影響を与えず、また、USB ディスク上の磁石は、金属フックと磁氣的に接続することができ、被疑侵害製品は、専利請求項 1 のすべての技術的特徴を充足するので専利請求項 1 の保護範囲に属する。また、聚德公司和骐軒公司が主張する現有技術の抗弁は成立しないと判断し、聚德公司和骐軒公司是侵害行為を即時停止し、盈和公司的経済的損失 10 万元と 3 万元以上の合理的な権利保護費用の賠償を支払うよう判決した。

聚德公司和骐軒公司是、一審判決を不服として最高人民法院に上訴し、次のように主張した。本件専利では、USB ディスクなしの状況ではメモ帳に係合することができないが、被疑侵害製品では、ノーズストラップを介して直接行われ、USB ディスクなしでも正常に係合することができる。また、被疑侵害製品の「USB ディスクは、ノーズストラップに直接挿入され、メモ帳の係合は、ノーズストラップによって独立に達成する」接続方式であり、本件専利の「メモ帳の表面に金属フックを固定し、USB ディスクの一端をノーズストラップのもう一方の端に挿入し、USB ディスクの他端を磁氣的に金属フックに接続されている」接続方式とは相違する。両者は異なる技術的特徴を有し、達成される技術的效果も異なり、侵害を構成するものではない。原判決を取り消し、盈和公司的すべての請求を棄却する判決を求める。

最高人民法院は次のように判断した。専利請求項の記載と、本件専利に関する国家知識産権局の無効宣告審決書第 32309 号の認定を考慮して、本件専利請求項 1 の「USB ディスクの一端の挿抜式プラグがノーズストラップの一方の端に挿入され、他方の端が金属フックに磁氣的に接続されている」という技術的特徴を総合的に理解すべきである。「USB ディスクの一端がノーズストラップの一方の端に挿入され」と「USB ディスクの他方の端が金属フックに磁氣的に接続されている」は、いずれも独立して技術的手段として相応する機能を達成できない。専利請求項 1 の技術的特徴は、USB ディスクの両端を金属フックとノーズストラップにそれぞれ接続することにより、USB ディスクに係合に必要な部品とすることができる。専利請求項の発明の目的は、USB ディスクが取り外されると、ノーズストラップがメモ帳を直接係合できない。したがって、USB ディスクが容易に紛失しないという効果を達成するために、ユーザーに警告することである。被疑侵害製品のメモ帳の前面のレーザーメザニンには円形の磁石片が埋め込まれている。ノーズストラップの一端はメモ帳の背面に固定され、もう一方の端には金属収容部材が取り付けられており、この金属収容部材の先端には円形の磁石片があり、メモ帳の正面の磁石片と吸合し、ノーズストラップをメモ帳に係合させる。USB ディスクのコネクタは前述の金属収容部材に挿入され、USB ディスクのもう一端は磁氣的性質を有し、USB ディスクが前述の金属収容部材内に挿入されるとき、USB ディスクの磁性を有する他の端と金属収容部材の末端と吸合する。

被疑侵害品の USB ディスクのコネクタはノーズストラップ末端の金属収容部材に挿入されるが、USB ディスクの另一端は磁氣的ではなくメモ帳前面の円形磁石片に接続される。被疑侵害製品は、USB ディスクを必要とせずに、ノーズストラップをメモ帳に係合することができ、USB ディスクは単にノーズストラップ末端の金属収容部材内に挿入され、金属収容部材に吸合するだけである。USB ディスクが取り外されても、メモ帳との係合に影響せず、ユーザーに遺失を警告し、USB ディスクを失う効果を達成できず、専利の考案の目的を達成することができない。

要約すると、被疑製品の対応する技術的特徴は、専利請求項 1 の上記争点の技術的特徴で使用される手段、達成される機能および達成効果とは明らかに異なっており、被疑侵害製品は、本件専利の考案の目的を達成できず、両者は同一でも同等でもないため、被疑侵害技術方案は、専利請求の範囲の保護範囲に属さない。

本件における第二審判決は、技術的特徴の解釈について、専利請求の範囲と明細書の内容との全体的な理解と併せて解釈されるべきであり、この技術的特徴が達成される技術的手段だけでなく、考案の目的と併せて、この技術的手段によって解決される技術的課題、実現する機能及び効果を考慮し、専利請求の範囲を合理的に判断し、侵害判定を正確に行う上で一定の参考意義を有する。

<https://enipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2020.html>

本件に関し、さらなる情報やご不明な点、ご質問等がございましたら、fsgip@fsgip.com までお問合せください。よろしくお願いいたします。